

クロスバウンド型サイクルツーリズム推進事業業務委託仕様書

1 委託番号及び件名

番号 土商委第14号

件名 クロスバウンド型サイクルツーリズム推進事業業務委託

2 業務の目的

本業務は、大自然を望むナショナルサイクルルート「つくば霞ヶ浦りんりんロード」や市内の充実したサイクリング環境を舞台に、国内のみならず海外からも誘客を図るため、本市に根付いた多様な食文化や地域食材に込められたストーリーの魅力に触れる「食べ巡り」を楽しむ1泊2日のサイクリングツアーを造成し、団体向け・個人向け双方に向けた販売ルートを整備することで、継続的な誘客に繋げ、地域の活性化及び消費の拡大を促進することを目的として実施する。

3 委託場所

土浦市大和町地内外

4 委託期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

5 委託内容

(1)販売・宿泊型サイクリングツアーの実施

市内の充実したサイクリング環境を活用し、多様な食文化や地域食材に地域食材に込められたストーリーの魅力に触れる「食べ巡り」を楽しむ観光コンテンツ「土浦 TABECYCLE(食べる×サイクリング)」を発展させ、国内外からの誘客を図るための観光プログラムを企画・造成すること。なお、企画・造成に際しては、訪日外国人旅行者の視点も意識したものとすること。

ア 対象者 :①台湾を中心としたアジア圏及び欧米豪の観光客

②在日外国人コミュニティ(留学生、在日外国人ビジネスパーソン・家族層)

③発信力のある層(外国人インフルエンサー、フードライター、ブロガー)

④マスコミ関係者(旅行・観光専門誌記者、新聞社・テレビ局の外国人向け担当部局)

イ 行程 :1泊2日のパッケージツアー

※実施時期については、令和8年12月～令和9年2月頃を想定

ウ 人数 :20名以上

エ 内容 :実際に行うツアーは、以下の具体的内容を参考に企画すること。

①木桶蔵見学やテイスティング後「マイ醤油」をもってサイクリングする体験

②土浦れんこんや幻の「飯村牛」を使用した醤油を使用するランチの提供

③帆曳船遊覧を併せた霞ヶ浦の湖上で楽しむ「マイ醤油」×「シラウオ」の生食体験

④厳選した季節のフルーツと「マイ醤油」×「ミルクかき氷」の新体験

エ 実施方法:

- ・コースを巡る上での必要な各施設・団体・管理者等への許可申請手続きを行うこと。
- ・ツアーに係る全行程の施設や交通、宿泊、食事の手配等を行うこと。ただし、ツアー参加者の本市までの移動は含まない。

- ・参加者の安全を確保すること。
- ・ツアー実施に当たり、撮影された動画、写真については、本市において活用(ウェブサイト、雑誌又は広報等のメディアへの掲載など)できるものとする。

(2) ワークショップの開催又はアンケート調査の実施

受託者は、ツアー参加者を対象として、次年度以降に予定するサイクリスト向け補給食開発の基礎資料とするため、ワークショップ又はアンケート調査を実施すること。

上記では、サイクリング中に必要とされる補給食の形状、容量、携帯性、味、栄養面等に関する意見やニーズを把握するとともに、土浦市産の農産物や地域資源を活用した補給食のアイデアについて参加者から意見を収集すること。

また、補給食に対する需要や課題、商品化に向けた要望等を整理・分析すること。

なお、調査結果については、意見の集約及び分析を行い、報告書として取りまとめること。

(3) 販路基盤の整備(OTA、旅行会社及び企業等との商談及び営業)

造成したプログラムを OTA に掲載の上、実際に販売すること。なお、インバウンドへの販売も視野に入れ、国内向けに加えて、事業者の掲載サポートが可能な訪日 OTA への掲載も行うこと。また、本事業において販売掲載の交渉をすべき旅行会社や企業の選定を行い、営業活動を行うこと。また、プログラム販売開始までの商談においては、その調整役を担うこととする。

なお、インバウンドへの販売も視野に入れ、訪日外国人旅行者を客層として持つ旅行会社への営業、商談も行うこと。

(4) 各種プロモーションの実施

インフルエンサーによる SNS 等の WEB コンテンツを最大限活用し、各プログラムのターゲットに対して訴求力の高い手法で、販路拡大に向けたプロモーションを実施すること。

なお、各プログラムの特徴や販売経路を踏まえ、プロモーション手法やスケジュールを整理し、実施前に委託者の承認を得ること。

(5) 最終報告書の提出

上記(1)～(4)の実施結果をもとに、本市におけるサイクリングを活用した多様な食文化や地域食材に地域食材に込められたストーリーの魅力に触れる「食べ巡り」を楽しむ観光プログラムの発展を図るための提言をまとめた最終報告書を提出すること。

6 提出書類

(1) 成果品

①最終報告書 2部

②上記(1)の電子データ 1式

(PDF及びワード又はエクセルデータをCDまたはDVDにより提出)

③ツアー催行時の様子を記録した写真、動画等の電子データ 1式

(CD または DVD により提出)

④プロモーション用に制作した動画等のコンテンツ 1式

(CDまたはDVDにより提出)

(2) 納品先

〒300－8686 茨城県土浦市大和町9番1号 土浦市産業経済部商工観光課

e-mail:kankou@city.tsuchiura.lg.jp

7 委託料の支払い

完了払いとする

8 担当者・問い合わせ先

土浦市土浦市産業経済部商工観光課観光物産係 入江

電話:029－826－1111(内線2705)

9 その他

(1)打合わせ

- ・本業務の実施に際しては、委託者及び関係者からの意見・要望等を聴取し、委託者と協議 のうえ、業務成果へ切実に反映させること。
- ・受託者は、事業着手前には打合わせを行い、その記録を作成し、委託者に提出すること。
- ・打合せに要する経費は、本業務に含むものとする。

(2)資機材等の手配について

- ・各個別の事業に定めのあるもののほか、委託業務に必要な資機材等(カメラ、照明、マイク、編集用パソコン、カメラマン等)は、受託者が用意すること。

(3)著作権の取り扱い

- ・受託者は、委託者に対し、成果品に係る著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するとともに、本業務を実施するうえで発生する権利関係の処理及びこれに関する一切の費用負担は受託者が責任を持って行うものとする。
- ・本委託業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- ・受託者は、成果品にかかる著作者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

(4)仕様書に定め無き事項等

本仕様書は、業務遂行上に必要最小限の定めであり、業務上問題が生じた場合には、速やかに双方が協議、円滑な業務遂行に務めること。